

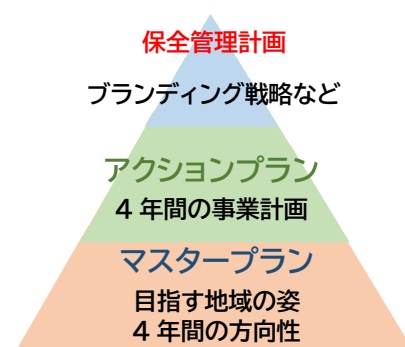
## 第4号議案 島根半島・宍道湖中海ジオパーク保安全管理計画（案）

### 1. 計画の目的

- 「日本ジオパークネットワークの自然環境保全に関する指針（2018年2月28日）」では保全の進め方として保全計画の作成が定められています。[資料1参照](#)
- ジオパークの理念にもとづき島根半島・宍道湖中海ジオパークの地域資源を保安全管理するための方針や具体的な方策を定めます。

### 2. 計画の位置付け

- 島根半島・宍道湖中海ジオパークマスタープランで「目指す地域像」や「取り組みの方向性」を示し、全体的な取り組みは島根半島・宍道湖中海ジオパークアクションプランで定めるほか、個別具体の取組として「島根半島・宍道湖中海ジオパーク保安全管理計画」を定めるものとします。



### 3. 計画期間

2024（令和6）年4月1日～2026（令和8）年3月31日の2年間

- 日本ジオパーク再認定期間の満了年度である2025（令和7）年度までの計画期間とし、2年間の取組進捗状況をふまえ、更新していきます。

### 4. 島根半島・宍道湖中海ジオパークのジオサイト一覧

	探訪サイト		探検サイト	眺望サイト
島根半島 ジオヘリテージ	1 日御碕の柱状節理	11 桂島	1 古浦海岸の貝化石	1 大社湾北岸
	2 鷺浦の縦穴海食洞	12 加賀の潜戸	2 加賀の潜戸鼻	2 弥山のごえんゴウロ
	3 唐川地域の黒鉱鉱床	13 多古の石柱	3 佐波の海底火山	3 多古の七つ穴
	4 唯浦の直立層	14 千酌の波食棚	4 瀬崎海岸	4 西浜佐蛇の十六禿
	5 大船山	15 惣津の波食棚	5 築島の岩脈	5 入道礁
	6 赤浦海岸	16 美保関隕石	6 笠浦半島の海底火山堆積物	6 地蔵崎
	7 小伊津・十六島の砂泥互層	17 松江層の潮汐堆積層	7 美保関古浦ヶ鼻の鉱物	
	8 手結のスランプしゅう曲		8 法田の波食棚	
	9 御津海岸の生痕化石		9 美保関の海食崖	
	10 須々海の洗濯岩		10 宇井の古浦層	
出雲平野・宍道湖中海低地帯 ジオヘリテージ	1 出雲砂丘	5 連結汽水湖の中海		1 嫁ヶ島
	2 神戸川	6 嵩山と和久羅山		
	3 斐伊川	7 大根島火山		
	4 連結汽水湖の宍道湖	8 大根島の湧水		
南部丘陵山地 ジオヘリテージ	1 田儀の食い違い礫	5 小田海岸の貝化石		
	2 朝山の六神山	6 来待石の石切場跡		
	3 立久恵峡	7 花仙山のメノウ脈		
	4 八雲風穴	8 日吉の切り通しと旧蛇行河道		

島根半島・宍道湖中海ジオパーク分布図 [資料2参照](#)

**【注釈】**

- ・探訪サイト：ジオヘリテイジについて探訪し、学び、教育・研究活動をすることのできる地点。
- ・探検サイト：探訪サイトに準じるが、特別な経験やガイド者の同行、装備が必要な場合など、現状としてある程度の困難が伴う地点。
- ・眺望サイト：アクセスが困難又は容易でないジオサイトについて、眺望し学ぶ地点。

## 5. ジオサイト保全の現況

### (1) ラムサール条約登録湿地

#### 1) ラムサール条約とは

ラムサール条約は1971（昭和46）年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」と言いますが、採択の地にちなみ、一般的に「ラムサール条約」と呼ばれています。

条約の目的である湿地の「保全（・再生）」と「ワイズユース（賢明な利用）」、これらを促進する「交流、学習（CEPA）」の3本が条約の基盤となる考え方です。

条約は、国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進するため、各締約国がその領域内にある国際的に重要な湿地を1ヶ所以上指定し、条約事務局に登録するとともに、湿地の保全及び賢明な利用促進のために各締約国がとるべき措置などについて規定しています。

#### 2) ラムサール条約湿地とは

ラムサール条約の締約国は、自国の湿地を条約で定められた国際的な基準に従って指定し、条約事務局が管理する「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載されることで「ラムサール条約湿地」となります。

#### 3) 島根半島・宍道湖中海ジオパーク内のラムサール条約登録湿地

- ・宍道湖（2005（平成17）年11月8日に登録）
- ・中海（2005（平成17）年11月8日に登録）

### (2) 自然公園法

1) 目的：我が国を代表する優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としています。

2) 定義：自然公園…国立公園、国定公園、都道府県立自然公園を言います。

国立公園…我が国を代表するに足りる傑出した自然の風景地（環境省が指定し国が管理）

国定公園…国立公園に準ずる自然の風景地（環境省が指定し都道府県が管理）

都道府県立自然公園…優れた自然の風景地（都道府県が指定し管理）

3) 保護に関する計画（行為規制に関するゾーニング）：

・特別保護地区…特別地域内で特に厳重に景観の維持を図る必要のある地区	許可制 (建築物の新・増)
・特別地域…優れた風致景観を有する陸域。第1	改築、木材の伐

種、第2種、第3種に区分 ・海域公園地区…優れた海域景観の維持及び適正な利用を図る地域	採、土石の採取など)
・普通地域…特別地域及び海域公園地区以外の地域	事前届出制

4) ①島根半島・宍道湖中海ジオパーク内の国立公園：

資料3参照（環境省大山隠岐国立公園ホームページより）

- ・大山隠岐国立公園島根半島東部地域（松江市美保関町、島根町、鹿島町の沿岸）
- ・大山隠岐国立公園島根半島西部地域（出雲市大社町の沿岸）

②島根半島・宍道湖中海ジオパーク内の国定公園：該当なし

③島根半島・宍道湖中海ジオパーク内の島根県立自然公園：

- ・宍道湖北山県立自然公園（第2種特別地域）
- ・立久恵峡県立自然公園（第3種特別地域）



島根県ホームページより

### (3) 森林法

- 1) 目的：森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的としています。
- 2) 地域森林計画：都道府県が全国森林計画に即して、「森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」「伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項」「造林面積その他造林に関する事項」などの事項を定めた地域森林計画を策定します。島根県では4つの森林計画区を定めています。

3) 島根半島・宍道湖中海ジオパーク内の地域森林計画

・斐伊川森林計画区

対象区域	樹立年度 (計画期間)
松江市、出雲市、安来市、雲南市、 奥出雲町、飯南町	令和4年度 (2023(令和5)年4月1日～ 2033(令和15)年3月31日)

(4) 海岸法

1) 目的: 津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的としています。

2) 海岸保全基本計画: 都道府県は、国が定める海岸保全基本方針に基づき海岸保全区域などに係る海岸の保全に関する基本計画を定めています。

島根県では、2021(令和3)年3月に改定された「島根沿岸海岸保全基本計画」(562,249m)、2017(平成29)年3月に改定された「隠岐沿岸海岸保全基本計画」(464,657m)をもとに、海岸の保全を進められています。

3) 島根半島・宍道湖中海ジオパーク内の海岸保全基本計画

・島根沿岸海岸保全基本計画



(5) 河川法

1) 目的: 河川について洪水、津波、高潮などによる災害の発生が防止されること、及び河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持されること、かつ河川環境の整備と保全がされるように総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持するとともに、公共の福祉を増進することを目的としています。

2) 島根半島・宍道湖中海ジオパーク内の河川法適用となる代表的な河川

・斐伊川水系(斐伊川(宍道湖、中海などを含む)、神戸川、剣先川など)など

(6) 文化財保護法

1) 目的: 文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的としています。

2) 島根半島・宍道湖中海ジオパーク内のジオサイトに関わる文化財

①松江市

【(国指定文化財)名勝】

指定	指定年月日	名称	所在地	備考
国	昭和8年2月28日	美保の北浦	美保関	地蔵崎から七類までの島根半島北岸一帯の景勝地

【(国指定文化財)名勝及び天然記念物】

指定	指定年月日	名称	所在地	備考
国	昭和2年6月14日	潜戸(くけど)	島根町	新潜戸と旧潜戸の2つの海中洞窟、新潜戸は『出雲国風土記』に佐太大神の

				生誕地と記される
--	--	--	--	----------

【(国指定文化財) 特別天然記念物】

指定	指定年月日	名称	所在地	備考
国	昭和 6 年 7 月 31 日 ※特別天然記念物指定 昭和 27 年 3 月 29 日	大根島の熔岩隧道(ずいどう)	八束町	熔岩流の滞留によるガス溜まりによってできた空洞

【(国指定文化財) 天然記念物】

指定	指定年月日	名称	所在地	備考
国	昭和 7 年 7 月 23 日	多古の七ツ穴	島根町	海食が進行してできた 9 個の波食洞穴
国	昭和 7 年 7 月 23 日	築島の岩脈	島根町	島根町野波地区の瀬崎東方海上 500 メートルにある島、岩脈の色々な様態が見られる
国	昭和 10 年 6 月 7 日	大根島第二熔岩隧道(ずいどう)	八束町	熔岩の表面が固まった後、内部が流動してできた熔岩トンネル、独特の洞窟生態系を形成

②出雲市

【(国指定文化財) 天然記念物】

指定	指定年月日	名称	所在地	備考
国	大正 11 年 3 月 8 日	経島(ふみしま)のウミネコ繁殖地	大社町日御碕	経島の名は、流紋岩の柱状節理が経巻(きょうかん)を積み重ねたように見えることから付けられた

【(国指定文化財) 名勝及び天然記念物】

指定	指定年月日	名称	所在地	備考
国	昭和 2 年 4 月 8 日	立久恵(たちくえ)	乙立町	神戸川上流 2 キロメートルに亘る峡谷

(7) 景観法

1) 目的: 我が国の都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

2) 松江市・出雲市における条例・計画

①松江市景観条例、松江市景観計画

松江市景観計画は、景観法に基づく景観形成の方針や基準などを示すものであり、市全域を「松江市景観計画区域」として定め、ゆるやかな規制・誘導を行っています。また、松江城周辺や宍道湖周辺など重点的に良好な景観形成を図るべき区域を「景観計画重点区域」として定め、よりきめ細かな基準により規制・誘導を行っています。

②出雲市景観まちづくり基本条例、出雲市景観条例、出雲市景観計画

出雲市域における景観計画の区域を設定し、景観形成上影響が大きい大規模な建築物や工作物の建設などに対し、ゆるやかな規制・誘導を行っています。きめ細やかな景観形

成基準により、重点的に景観形成を図る地域を設けています。

## (8) 屋外広告物法

1) 目的：良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置と維持などについて、必要な規制の基準を定めることを目的としています。

2) 松江市・出雲市における条例・計画

### ①松江市屋外物条例、松江市屋外広告物計画

景観行政と屋外広告物行政の一体性を高め、良好な景観の創出を目指しています。

### ②出雲市

島根県屋外広告物条例にもとづき屋外広告物などについて必要な規制を行いことで、良好な景観形成と風致の維持を行っています。

## (9) 地域での自主的な保全活動

松江市公民館や出雲市コミュニティセンター、自治会などの地域団体や企業による海岸漂着ごみなどのごみ清掃活動、除草作業などが松江市・出雲市内随所で自主的に取り組まれています。地域の皆様のご尽力によりジオサイトの保全活動が継続的に行われています。

## 6. ジオサイト以外の保全の現況

### (1) 島根県鳥獣保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律にもとづき、環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区を指定することができます。[資料4参照](#)

#### 1) 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域を指定し、鳥獣の捕獲を禁止するものです。

#### ○島根半島・宍道湖中海ジオパーク内の鳥獣保護区

##### ①松江市

名称	面積 (ha)	名称	面積 (ha)
古江	629	宍道湖 (国指定) (県指定)	7,899
万寿寺	100		939
多古鼻	285	美保関	560
玉造	392	地蔵崎	230
ふるさと森林公園	57	枕木山	68
片匂	323	熊野	290
西忌部	130	楽山	40
中海 (国指定)	7,947	来待	275
嵩山	281	かんべの里	39

②出雲市

名称	面積 (ha)	名称	面積 (ha)
神門川	375	稗原ダム	9
湊原	130	神西湖	400
宍道湖 (国指定) (県指定)	7,899	目田	6
	939	愛宕山	211
大社	322	斐伊川	579
大池	378	一の谷	230
鱒淵	560		

2) 特別鳥獣保護地区

鳥獣保護区のうち、鳥獣の生息、繁殖に重要な地域を指定し、一定規模以上の開発などを規制するものです。

○島根半島・宍道湖中海ジオパーク内の特別鳥獣保護地区

名称	面積 (ha)
万寿寺	5
中海 (国指定)	7,947
宍道湖 (国指定)	7,688



(2) 文化財保護法

国、島根県、松江市・出雲市に指定されている有形文化財（建築物など）、無形文化財（工芸技術）、民俗文化財（有形、無形）、記念物（史跡、名称、天然記念物など）があります。

①松江市（令和5年8月18日現在）

種別	国指定 (うち国宝)		県指定	市指定	計								
有形文化財	27	(2)	56	76	159								
<table border="1"> <tr><td>建造物</td></tr> <tr><td>絵画</td></tr> <tr><td>彫刻</td></tr> <tr><td>工芸品</td></tr> <tr><td>書跡</td></tr> <tr><td>古文書</td></tr> <tr><td>考古資料</td></tr> <tr><td>歴史資料</td></tr> </table>	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	古文書	考古資料	歴史資料	8	(2)	6	12	26
	建造物												
	絵画												
	彫刻												
	工芸品												
	書跡												
	古文書												
	考古資料												
歴史資料													
1		14	6	21									
8		5	10	23									
5		13	14	32									
		4	1	5									
		8	13	21									
5		6	10	21									
			10	10									
無形文化財			1		1								

種別		国指定 (うち国宝)		県指定	市指定	計
	工芸技術			1		1
民俗文化財		4		2	8	14
	有形民俗文化財	3		2	6	11
	無形民俗文化財	1			2	3
記念物		29	(1)	20	27	76
	史跡	22		18	10	50
	名勝	1			2	3
	史跡及び名勝	1				1
	天然記念物	4	(1)	2	15	21
	名勝及び天然記念物	1				1
合計		60	(3)	79	111	250

②出雲市（令和5年8月25日現在）

種別		国指定 (うち国宝)		県指定	市指定	計
有形文化財		34	(3)	54	62	150
	建造物	5	(1)	5	4	14
	絵画	3		9	7	19
	彫刻	4		12	14	30
	工芸品	8	(2)	17	4	29
	書跡	2		3	4	9
	典籍	0		2	3	5
	古文書	8		5	10	23
	考古資料	4		1	16	21
	歴史資料	0		0	0	0
無形文化財		0		1	0	1
	工芸技術	0		1	0	1
民俗文化財		1		10	33	44
	有形民俗文化財	0		2	8	10
	無形民俗文化財	1		8	25	34
記念物		16		7	33	56
	史跡	13		6	14	33
	名勝	0		0	0	0
	天然記念物	2		1	19	22
	名称及び天然記念物	1		0	0	1
合計		51	(3)	71	128	250



## 7. 島根半島・宍道湖中海ジオパークの保全に関する考え方

### (1) ジオサイトと自然環境の保全

島根半島・宍道湖中海ジオパークにある貴重な地質遺産と自然環境、有形・無形文化財等を守るため、現状維持を前提として、ジオサイトの保全に加えて自然環境等の保全にも努めていきます。

### (2) 持続可能な利活用

ジオサイトと自然環境の保全に努めるとともに、自然体験学習やジオパーク教育などの場として将来にわたる持続可能な利活用をめざします。

## 8. 島根半島・宍道湖中海ジオパーク保全活動

### (1) ジオパーク推進協議会による保全活動

#### 1) ジオサイトなどの価値を確認するための資料整理

- ①ジオサイトカードについて、研究論文名の追加など随時内容を更新していきます。
- ②当地域の特徴的な生態に関する生物・生態サイトカード、並びに歴史・文化サイトカードの作成も進めます。

#### 2) ジオサイトのモニタリング実施

- ①すべてのジオサイトに共通する保全の理念にもとづいて評価項目を分類し、その評価基準にもとづいて達成状況の可視化を行うため、「ジオサイトモニタリング実施記録書」の書式を定めてモニタリングを実施します。[資料5参照](#)  
モニタリングは、ジオサイトのうち多くの方が訪問することが想定される探訪サイトを対象とし、年1回の実施を目途とします。
- ②ジオガイドや地域住民、地域団体、島根大学などの研究者との連携により実施します。
- ③異変などを確認した場合、ジオサイトの所有者や管理者に連絡し、修繕などの対応を依頼する取組を行うため、「ジオサイト異状報告書」の書式を定めます。[資料6参照](#)
- ④取組にあたっては必要に応じて、関係法令にもとづき国、県、市の関係行政機関と連携を図ります。

#### 3) 保全についての周知・啓発

ジオパーク推進協議会のホームページやSNS、紙媒体、また、ジオツアーや自然体験イベント、ジオサイト看板などを通じて、景観や自然環境を壊さないように啓発するとともに、法的な保全制度の順守について継続的な情報発信を行います。

#### 4) 持続可能な地質物品の収集や取引への取組

地質物品（岩石・鉱物・化石標本、ストーンショップやおみやげ物屋に見られる石の装飾品など）の当地域に適した保全策の考案と実施のために、持続可能な地質物品の収集や取引に向け、以下の取り組みを行います。

- ①来待石などの地質物品の販売事業者などと適宜情報交換できる関係を構築します。
- ②来待石などの地質物品の埋蔵量や販売量を把握します。
- ③日本ジオパークネットワークの地質物品販売に関する考え方の動向を把握するため、保



全ワーキンググループなどにおける議論の進捗状況などについて調査・研究します。

## (2) 地域住民、地域団体による保全活動

### 1) 自主的な保全活動

地域住民などによる海岸漂着ごみなどの清掃活動、ジオサイトにおける除草作業といった環境整備などを支援するため、ジオパーク地域活動補助金の交付や、参加者を募るための情報発信などで協力を行います。

### 2) 日常的な巡視活動

地域住民などがジオサイトにおける異変を確認した場合、どこに連絡すれば分からないことが多々あります。ジオサイトにおける異変を確認した場合の連絡先としてジオパーク推進協議会を周知していきます。

連絡を受けたジオパーク推進協議会は、該当のジオサイト管理者や所有者を調査し、資料 5 「ジオサイト異状報告書」を使用して異変について連絡し、修繕などの対応を依頼します。

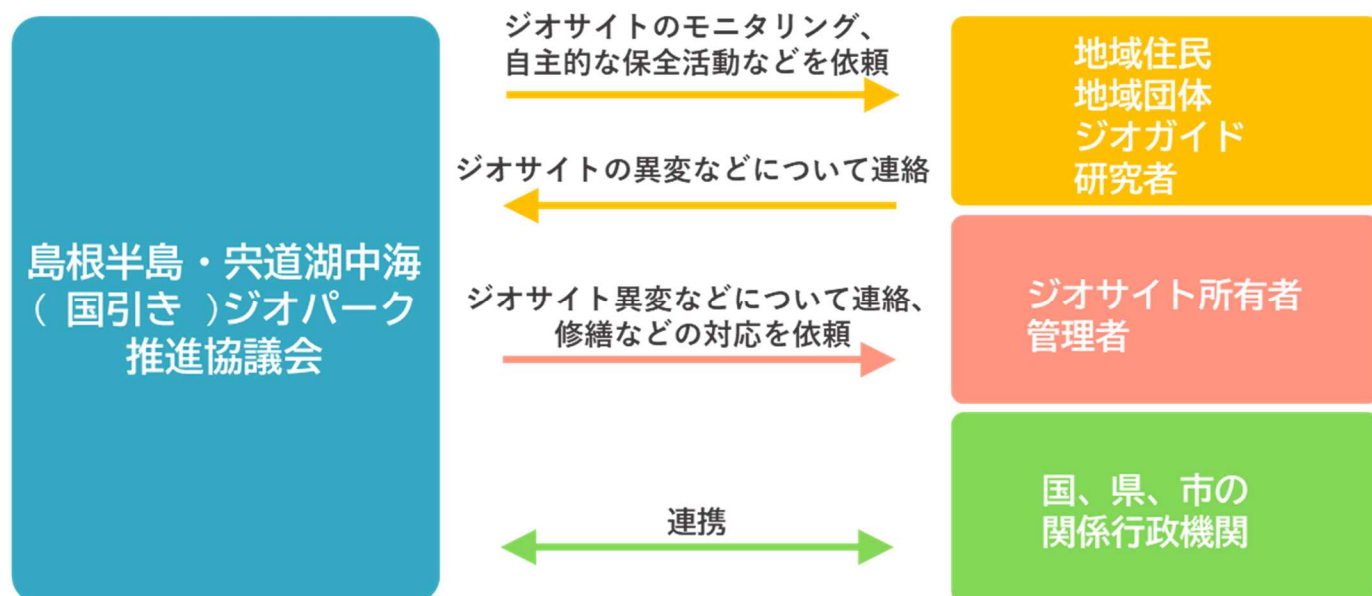
## (3) 来訪者による保全活動への協力

ジオパーク推進協議会が景観や自然環境を壊さないように啓発するとともに、法的な保全制度の順守について継続的な情報発信を行い、来訪者に保全活動に配慮した行動を求めます。

## 9. 島根半島・宍道湖中海ジオパーク保全活動の推進体制、点検・評価の実施

### (1) 推進体制

本計画は、日常的にジオサイトを訪れることが多い地域住民や地域団体、ジオサイトでのガイド活動を担うジオガイド、ジオサイトに調査などで訪れる研究者、ジオサイトの所有者や管理者、国・県・市の関係行政機関の協力を得て推進します。



## (2) 点検・評価の実施

本計画はPDCAサイクルに沿って実行し、毎年度、ジオパーク保全・教育部会において、本計画で掲げた「ジオパーク推進協議会による保全活動」の実施状況を確認するとともに点検・評価を行い、効果的な計画の推進に努めます。また、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 【ジオパーク推進協議会による保全活動】

- ①ジオサイトなどの価値を確認するための資料整理
- ②ジオサイトのモニタリング実施

ジオサイトのモニタリング実施については、島根半島・宍道湖中海ジオパークアクションプランで2022（令和4）年度から4年間のKPIを設定しています。

	目標値（年度）			
	2022 （令和4）	2023 （令和5）	2024 （令和6）	2025 （令和7）
モニタリング実施回数／年度	5	10	15	20

- ③保全についての周知・啓発
- ④持続可能な地質物品の収集や取引

